

## 別冊（その1）

# 一般装備品等、航空機等及び誘導武器等の承認用 図面及び承認用見本の作成並びに提出要領

### 1. 適用範囲

この要領は、一般装備品等、航空機等及び誘導武器等の契約に基づき相手方が支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担当官等」という。）の承認を受けるため提出する承認用図面又は承認用見本の作成並びに提出について必要な事項を定める。

この要領の規定が仕様書の要求事項と異なるときは、仕様書の定めるところによる。

### 2. 引用する規格

この要領には、次の規格を引用する。

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS Z 8310 製図総則

### 3. 承認用図面又は承認用見本作成の基準

#### 3.1 定義及び区分

##### 3.1.1 定義

承認用図面等とは、相手方が仕様書に基づいて作成した装備品等製作に必要な図面（文書、写真等を含む。以下同じ。）又は見本（模型を含む。）であって、支担当官等の承認を受けるため提出したものをいう。

承認図面等とは、所定の手続を経て支担当官等の承認を受けた承認用図面又は承認用見本をいう。

##### 3.1.2 区分

承認用図面等及び承認図面等について特に仕様書で代替品の使用について規定されているものは、これらの名称に“代替品”を冠し、また、既に承認済みのものでの変更に関するものは“変更”を冠して一般のものと区分するものとする。

### 3.2 承認用図面等の体裁

承認用図面は、表紙、承認願書、目次及び図面よりなるものとする。ただし、承認用見本には承認願書のみを添付するものとする。

文字は左横書きとする。

#### 3.2.1 表紙

承認用図面の表紙の大きさは、JIS P 0138 A列4とし、左とじファイル<sup>(1)</sup>を用いる。

表紙には、表題として“承認用図面”と記載し、以下次の事項をその記載順に表記する。

- (1) 品名（契約品名とし、その部品名は記載しない。）
- (2) 提出番号（No. 1から追番号とする。）
- (3) 調達要求番号
- (4) 契約相手方名

代替品又は変更の承認用図面を提出する場合の上記の表題は“代替品承認用図面”又は“変更承認用図面”と朱書するものとする。

注<sup>(1)</sup>： ファイルの品質は任意とする。

#### 3.2.2 承認願書

承認用図面のとじ込みの冒頭に承認願書を添付する。承認願書の大きさは、JIS P 0138 A列4とし、その作成要領は様式1に準拠するものとする。

承認用見本並びに代替品又は変更の承認願書の作成要領は、承認用図面に準ずる。

#### 3.2.3 目次

承認用図面には目次を付ける。目次の大きさは承認願書の大きさに準ずる。目次にはとじ込み図面の全部について次の事項を表示する。

その様式は様式3を標準とする。

- (1) 葉番号
- (2) 図面の表題
- (3) 図面番号又は符号（製作者のもの）
- (4) その他の記事（備考）

#### 3.2.4 図面（文書を含まず。以下3.2.4から3.3.1まで同じ。）

図面の大きさはJIS P 0138 A列を標準とする。

### 3.2.5 提出番号

同一契約の承認用図面は、一冊にまとめて提出することを原則とする。やむを得ず数冊に分割して提出する場合でも審査、検討上相互に関連のあるものは、同時に提出しなければならない。

この場合には、承認用図面の所定の箇所に提出順にNo. 1、No. 2等の追番号による提出番号を記載して、照合に便ならしむるものとする。

なお、代替品承認用図面又は変更承認用図面を提出する場合の提出番号は、上記と一連の番号を用いたものとする。

### 3.3 図面の内容

図面の製作要領はJIS Z 8310 によるものとし、寸法、許容差、材質、数量、質量、仕上程度、加工方法、電氣的性能又は機械的性能について明示する必要がある場合には、これらを図面中に記入する。

なお、図面右下欄外の余白部分に、目次と照合できるよう「葉番号〇〇」と記載する。

#### 3.3.1 種類

承認用図面に用いる図面は、その物品の計画又は製作を行う基礎となる図面で、次の種類のうち仕様書の要求に該当するものを作成するものとする。

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 組立図   | 全部の組立を示す図              |
| (2) 部分組立図 | 一部の組立を示す図              |
| (3) 部品図   | 部品の詳細を示す図              |
| (4) 詳細図   | 局部を詳細に示す図              |
| (5) 工程図   | 製造工程を示す系統図             |
| (6) 結線図   | 電気回路の接続を示す図            |
| (7) 電線図   | 電線の配置を示す図              |
| (8) 配管図   | 管の配置を示す図               |
| (9) 系統図   | 配管などの系統を示す図            |
| (10) 基礎図  | 基礎を示す図                 |
| (11) 据付図  | ボイラー、機械などの据付関係を示す図     |
| (12) 配置図  | 多くの機械などの据付位置を示す図       |
| (13) 装置図  | 装置を示す図                 |
| (14) 外形図  | 外形のみを示す図               |
| (15) 構造線図 | 機械、建造物などの骨格を示す線図       |
| (16) 曲面線図 | 船体、自動車の車体など複数の曲面を表わす線図 |

### 3.3.2 組立図の部品欄

組立図には部品欄を設け、部品欄には、次の事項のうち必要なものを表記する。

- (1) 組立部品の図面番号又は符号
- (2) 部品名
- (3) 仕様書の指定する物品番号
- (4) 材質、仕上程度、加工方法、電氣的又は機械的性能
- (5) 1組の個数
- (6) 1個の質量
- (7) 1組の質量

ただし、3.3.3の部品表を提出し、これと重複する場合には記載を省略してもよい。組立図に記載することが困難な場合には、部品欄を別表として提出してもよい。

### 3.3.3 部品表及び部品図

#### 3.3.3.1 部品表

部品表は一般に3.3.2 組立図の部品欄に準じて作成する。ただし、電気機器の部品表は様式4を標準とする。

#### 3.3.3.2 部品図

部品がJIS、JAS、防衛省制式、防衛省規格（NDS）、防衛省仕様書（DSP）又はこれに準ずる防衛省の公認の規格による規格品であって品質特性が確定している場合には、その部品図の提出を要しないが、上記の規格品であっても品質特性に不確実なもののある場合及び部品が公認の規格によらない場合には、部品図を提出して承認を受けなければならない。

### 3.3.4 附属品等の図面の提出

仕様書に単に承認用図面の提出を求めている場合で、その物品に附属品、銘板又は収納箱を含むときは、本体の作成要領に準じてこれらの承認用図面を提出し、承認を受けなければならない。

## 4. 承認用図面等の提出

### 4.1 提出先及び提出数

#### 4.1.1 一般装備品等の提出先及び提出数

相手方は、3に定める作成の基準によって作成した承認用図面を支担官等の承認を得るため、物別官(室長)が特に指示する場合を除き、物別官(室)に3部(他に承認願書のみ1部)提出する。

承認用見本については仕様書に定める個数を支担官等に提出するものとするが、仕様書に提出個数を規定していない場合には、相手方は支担官等と協議の上これを決定する。

#### 4.1.2 航空機等及び誘導武器等の提出先及び提出数

相手方は、3に定める基準によって作成した承認用図面等を支担官等の承認を得るため、物別官(室長)が特に指示する場合を除き、地方防衛局調達部(ただし、東北防衛局調達部及び九州防衛局調達部を除く。)、北関東防衛局装備部、東北防衛局郡山防衛事務所、北関東防衛局宇都宮防衛事務所、近畿中部防衛局名古屋防衛支局、近畿中部防衛局名古屋防衛支局岐阜防衛事務所、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所、中国四国防衛局玉野防衛事務所及び九州防衛局長崎防衛支局(以下「調達部等」という。)に3部(他に承認願書のみ1部)提出する。

ただし、防衛装備庁に所属する職員が監督及び検査を行う航空機等及び誘導武器等の試作品にあつては、契約を担当する物別官(室)に提出する。なお、現地据付、調整等を含む契約については、指示により1部(現地検査官用)追加して提出する。

#### 4.2 提出の省略

相手方は、4.2.1項に示す場合には個別仕様書で特に要求されない限り承認用図面等の提出は不要である。また、4.2.2項に示す場合には承認用図面等の一部又は全部の提出を省略することができる。

##### 4.2.1 承認用図面等として提出を要しないもの

- (1) 仕様書の付図と同一の図面等を用いようとする場合
- (2) 外国との技術提携により製造するもので、その旨仕様書に明記されている場合(官有技術資料を含む。)
- (3) AN、MS等の標準部品
- (4) カタログ等により購入する部品並びに工具類等
- (5) 輸入部品
- (6) 包装に関するもの(ただし、仕様書に明記されているPIFカード等の提出は別に定めるところによる。)
- (7) 既承認の承認図面等の一部を仕様変更等及び技術変更提案等により変更

する場合の変更を要しない図面等

#### 4.2.2 承認用図面等の提出を省略できるもの

- (1) 要求元の幕僚監部等の部課及び相手方が同一であり、かつ、同一品目の契約における承認図面等と同一の承認用図面等を用いようとする場合
- (2) 一般装備品以外の装備品等における第1種技術変更提案に関しては、当該提案の採用に伴い、当該契約について既に承認された承認図面を変更する必要がある場合において、第1種技術変更提案書に添付されている図面が、承認図面の変更承認のために提出すべき図面と同一であると地方防衛局調達部長(ただし、東北防衛局調達部長及び九州防衛局調達部長を除く。)、北関東防衛局装備部長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局名古屋防衛支局長、近畿中部防衛局名古屋防衛支局岐阜防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、中国四国防衛局玉野防衛事務所長及び九州防衛局長崎防衛局支局長(以下「調達部長等」という。)が認める場合
- (3) 第2種技術変更提案に関しては、当該提案の採用に伴い、当該契約について既に承認された承認図面を変更する必要がある場合であっても、変更承認手続を省略できる。

注1 航空機等及び誘導武器等において、(1)による承認用図面等の提出を全部省略する場合には、調達部等の監督官等の確認を得るものとする。

注2 (2)及び(3)により、技術変更提案に基づく承認図面の変更部分の提出を省略できるのは当該契約限りである。このため次回契約時には提出し、承認を受けなければならない。

#### 4.3 代替品の承認

相手方は“物品の品質特性等を仕様書の要求以上に改善し、又は物品の品質特性等を仕様書の要求と同等以上に保持しつつ代替の部品、材料若しくは寸法等を使用することができる”旨仕様書に規定してある場合で、代替品(5.3参照)を用いようとするときは、代替品承認用図面又は代替品承認用見本を提出して承認を受けなければならない。

#### 4.4 承認用図面等の差し替え、追加若しくは訂正

相手方は、支担当等の指示に基づき、又はその許可を得て自発的に、提出中の承認用図面等を差し替え、追加若しくは訂正することができる。

差し替え、追加若しくは訂正は、提出した承認用図面等の全部数について行う

ものとする。

差し替え又は追加する図面の適当な箇所若しくは訂正図面の訂正部位及び目次には、その理由及びその日付に注意し相手方が記入しなければならない。

#### 4.5 承認図面等の変更

承認図面等の変更の必要を生じた場合は、3に準じ変更部分について承認用図面等を作成し、支担当等に提出して承認を受けなければならない。

承認図面等を変更する場合の承認願書は様式2によるものとし、承認履歴表(様式2-1)を添付するものとする。この場合、目次(省略分も記載)及び図面に変更しようとする箇所を明示するとともに、変更箇所について変更理由書(仕様書等に様式を定めていない場合は、様式5を参考に作成する。)を添付するものとする。

### 5. 注意事項

#### 5.1 受検について

仕様書で承認用図面等の提出を要求された物品は、承認図面等の受領後に受検しなければならない。

#### 5.2 仕様書の不確定事項について

仕様書に“標準参考図”を用いている場合、又は“……を標準とする”、“……を基準とする”、“約……とする”等と記載されている場合には、承認用図面等を提出して承認を受けることによって、これらの不確定事項が確定する。したがって、仕様書にこれらの表題が用いてあって、承認用図面等につき承認を要する旨の記載がない場合でも、将来において疑義又は紛争の発生を避けるため、承認用図面等を提出して承認を受けた後製作に着手することが望ましい。

#### 5.3 仕様書の確定事項について

仕様書に“……のとおりとする”、“……による”又は“……とする”等の確定的な表現を用いている場合には、別に代替品(4.3参照)の使用を認める旨規定されているもののほか、仕様書の要求事項に合致しない事項については承認を得ることはできない。

誤って仕様書の確定事項につきこれを変更して承認を受けた場合には無効とする。

#### 5.4 引用する規格

承認用図面に引用する規格、特に指示のあった場合のほか契約締結の当日有効のものでなければならない。

JISの制定されているものについては、JES及び廃止となったJIS等の引用は認めない。

#### 5.5 略字又は符号の使用

承認用図面に品質特性を表示する場合に用いる略字又は符号は契約書、仕様書、JIS、JAS、防衛省制式、NDS又はDSP等で公認のものほかは用いないことを原則とする。

社内規格等で定めたものやむを得ず使用する場合には、そのものの説明をしなければならない。

#### 5.6 その他

この要領により難しいときは、支担当等に申請した上その承認を得て変更することができる。